

5. 記帳水準の向上等について

記帳水準向上・適正申告を図るための今後の議論の方向性

複式簿記の普及・一般化

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化やバックオフィスの生産性向上、金融機関との資金繰り相談や取引関係の構築などにおける信頼の確保・向上の観点からも重要である。また、会計ソフトなどのICT技術の活用によって、簿記会計の専門知識を有さない納税者においても、大きな手間や費用をかけずに複式簿記による記帳や帳簿等の電子化を行うことが可能な環境が整ってきている。

このような状況を踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた記帳水準向上についての議論を進めていく。

(出典) 令和3年11月19日「政府税制調査会第6回総会」提出資料より

個人事業者の記帳制度の概要

- 個人事業者の所得額が正しく計算・申告されるためには、納税者が正規の簿記で記帳を行い、所得額を資産項目から検証できることが望ましい。ただし、小規模事業者の事務負担への配慮から、簡易な簿記等のほか白色申告も認められている。
- 適正な記帳と申告を促すため、青色申告には様々な税制上の特典等が与えられている。
- 青色申告に係る要件の遵守を担保するため、青色申告承認取消しの制度がある。

区分	青色申告			白色申告
	正規の簿記	簡易な簿記	現金主義	
I. 申告者	青色申告承認申請書を提出した事業所得者		左記のうち現金主義の申請書を提出した小規模事業所得者（前々年分の所得が300万円以下）	青色申告承認申請書を提出していない事業所得者
II. 記帳義務 (1) 作成すべき帳簿	仕訳帳 総勘定元帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳 売掛帳、買掛帳	現金出納帳 経費帳 固定資産台帳	売上帳 経費帳
(2) 貸借対照表(BS) 損益計算書(PL)	BS及びPL	PLのみ		収支明細書
III. 税制上の特典等 (1) 青色申告特別控除	・65万円(e-Tax・電子帳簿※) ・55万円(上記以外)	10万円		—
(2) 事業専従者控除等	<青色事業専従者給与> ・事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で必要経費に算入可			<事業専従者控除> ・配偶者 :86万円 ・それ以外:50万円
(3) 純損失の繰越控除	○			被災事業用資産の損失の金額及び変動所得の金額の計算上生じた損失の金額については、繰越控除が可能
(4) 純損失の繰戻還付	○			×

(※)訂正等の履歴が残ること等の要件を満たす事後検証性の高い電子帳簿(いわゆる「優良な電子帳簿」)に適用。